

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

GREEN×EXPO 2027来場者向け展示物（資源循環の可視化・カーボンリサイクル）に関する
企画・制作業務委託

2 履行期限

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 履行場所

横浜グリーンエクスポ会場内ほか

4 業務目的

2027年国際園芸博覧会（以下「横浜グリーンエクスポ」という。）は、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指している。

本市は、この横浜グリーンエクスポにおいて、会場のUrban GX Village内に建物空間を活用した発信拠点（以下「発信拠点」という。）を設け、横浜らしいグリーン社会におけるまちや暮らしを全国・世界に向け発信する。この発信拠点の室内及び外構において「未来のまちや暮らしの風景」を展示表現するとともに、そのまちや暮らしを支える未来の先進技術や取組の展示（以下「先進技術・取組の展示」という。）として、グリーン社会を実現するカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブなどの先進技術・取組に関わる様々な展示の展開を想定している。

本業務は、横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局がこの「先進技術・取組の展示」の一環として、地域での脱炭素に資する取組について発信をするために、①みなとみらい21地区における資源循環の可視化（以下「テーマ①」という）、②鶴見区末広町におけるカーボンリサイクル（以下「テーマ②」という）をテーマとした展示物の企画及び制作並びに設置を行うことを目的とする。

5 業務概要

前項の目的を意識した展示物の展示手法・デザインの提示、制作及び設置すること。

(1) 展示物の展示手法・デザインの提示

受託者は、委託者の業務目的を踏まえテーマ①及びテーマ②の展示手法及びデザインを検討し、委託者へ提案する。それぞれの展示物は、同一の会場内で展示するが、独立したものとして陳列することを想定している。なお、展示物の検討にあたっては発信拠点の方向性・条件を踏まえて行うこと。

展示物の内容については委託者と十分協議して決定するものとし、委託者が示した意見を基に修正を行うこと。

(2) 展示物の設計・制作

受託者は、委託者の確認を得た展示手法・デザインを基に展示物を設計・制作する。また、受託者は、委託者と協議の上で必要と判断した場合、試作品を委託者へ提示し、委託者が示した意見を基に調整を行う。加えて、展示物の維持・管理に関する基本的な事項についても併せて整理を行い、展示物の取扱説明書を作成すること。ただし、日常的な軽微な管理に留まるような運営負荷のかからない手法となるよう配慮すること。

(3) 展示物の設置・管理

ア 設置日時

令和8年12月頃を予定しており、詳細は委託者との協議の上で決定する。なお、委託者が提示する発信拠点の搬入出及び安全管理ルールに沿って設置すること。

イ 設置場所

横浜グリーンエクスポ会場（旧上瀬谷通信施設跡地）のUrban GX Village 横浜市発信拠点内における委託者指定の場所。

ウ 設置後の対応

履行期限までに、故障・破損等の不具合が生じた場合は、受託者が修繕すること。

(4) 打合せ・協議等

必要に応じて適宜、打合せや協議等を行う。打合せは対面またはWEBでの対応とし、実施方法は委託者と協議する。なお、打合せには本市関係局職員や本市関係局発注業務の受託者等が参加する場合がある。

また、契約締結後速やかにスケジュール・工程表を委託者に提示し、合意を得ること。スケジュール作成に当たっては、制作過程で、委託者による展示内容の確認及び修正意見の提示が実施できる十分な日数を設けること。

6 展示物の規格等

(1) 展示物検討にあたっての留意事項

発信拠点の全体の方向性を踏まえて、展示物の検討を行う。主な留意事項は以下とする。

また、別途提示する「検討内容に係る資料データ」の内容にも留意すること。

- ① 共通展示什器：発信拠点で共通の意匠デザインの展示什器を用意する。展示什器の大きさは、底面積 0.675 m² (750mm×900mm) 程度を最大サイズ（展示什器の高さは受託後に確定し次第別途共有）とし、展示物に合わせた最適なサイズに調整する。
- ② 展示物は底面積 0.675 m² (750mm×900mm) 以下を基本とし、共通展示什器を含めた高さに配慮して検討する（天井高は受託後に確定し次第別途共有することとし、委託者と協議の上で展示物の高さを決定する。）。展示物の形状は、隣接する展示物や来場者の動線を妨げないものとする。展示物の向きは、発信拠点内の動線上、多方からのアクセスではなく一方向からアクセスできる案を基本とする。なお、開催期間中（192日間）の展示に耐えうる材質・構造とすること。
- ③ 電気設備は、コンセント渡しを想定。電源を得るために共通展示什器天板に加工が必要となる場合は、必要な位置やサイズも検討し、必要に応じて委託者と調整すること。
- ④ 原則として、管理・運営負荷がかからないものとする（VR等1回の体験人数が著しく少な

く入替の手間がかかるもの、体験の都度対応が必要なものなどは不可)。また展示サポートスタッフが不要な展示とすること。

- ⑤ 展示物の重さは最大100kgまでを想定すること。
- ⑥ 盗難や破損の可能性があるものは、ケーシングやワイヤーなどの防止策を施すこと。
- ⑦ 展示物の演出や理解の向上のために動画を作成し、展示物の一部として放映することは可能とする。動画は横浜市のホームページなどに転載できるよう汎用的な動画ファイル形式で、動画単体でも納品を行う。なお動画のみの展示は避けること。
- ⑧ 展示物は、展示終了後に他の場所でも展示可能な仕様とし、基本的に一般的な市役所職員が別の場所に移設可能な想定とする。

(2) 展示内容

展示物は以下の内容を含むこととし、専門的な見地からの創造性ある自由な提案を期待する。

(共通事項)

- ・取組の展示方法は、動画などで取組を分かりやすく伝える他、視覚情報のみ限定せず、聴覚、触覚などを組み合わせた「体験」として、来場者に印象の残る展示となるように工夫すること。
- ・多くの来場者が訪れることに配慮した展示物とし、体験は一人当たり最大90秒程度を目安とすること。

(テーマ①：資源循環の可視化)

- ・みなとみらい21地区の資源循環の可視化の成果であるマテリアルフロー図（図は「7参考資料」【テーマ①】のリンクを参照）について、その内容や意義がわかりやすく理解できる展示物とする。特に廃棄や排出といったアウトフローのみならず、原材料の調達や選択行動など、インフロー側のサーキュラリティに関する考え方についても含むこと。
- ・マテリアルフロー図は、横浜市よりデータを提供し、展示物に利用できる。既存図の構造や数値、作成の意図を損なわない範囲で、来場者にとって直観的に理解しやすい形へ再構成することは可とする。
- ・来場者が資源循環を自分事として理解し、具体的な行動変容の喚起を期待できる内容とすること。（例：地区のペットボトルの水平リサイクルなど、身近なものを題材とした取組に参加すると、行動の結果がマテリアルフロー図にどのように反映されるのか理解できる展示など）
- ・みなとみらい21地区は、国から脱炭素先行地域に選定されるなど地区一体となって脱炭素に取り組んでいることが伝わる内容であること。

(テーマ②：カーボンリサイクル)

- ・鶴見区末広町におけるCO₂やエネルギーの流れ、メタネーションやカーボンリサイクル等の次世代技術を活用した脱炭素化の意義や仕組み、効果を、分かりやすく可視化できる展示物とする。
- ・市民から排出されるごみや下水を原料として、鶴見区末広町で製造されるCO₂やエネルギーを地域内で循環・活用し、市民の生活に根付いた「地産地消」の考え方を発信できる展示物とする。

7 参考資料

【共通】

- ・GREEN×EXPO 2027 横浜市発信拠点での先進技術の展示体験に関する協賛の募集について【申込は終了しました】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/2027.html>

【テーマ①】

- ・横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局ウェブページ「脱炭素先行地域の取組」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/senkouchiiki.html>
- ・横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局ウェブページ「みなとみらいサーキュラーエコノミー」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/MinatomiraiCircular.html>
- ・市長定例記者会見（令和7年2月13日）【記者発表】循環型社会への加速に向けた日本初「地区の資源循環の可視化」を開始！
https://www.city.yokohama.lg.jp/mayor/kishakaiken/kaikenyoshi/2024/20250213.files/20250213_kaiken_shigenzyunkankashika.pdf
- ・市長定例記者会見（令和8年3月27日）【スライド資料】新たなサーキュラーエコノミーの取組をみなとみらいで開始します～資源循環の可視化の結果を踏まえて実施～映画館のポップコーンを活用したクラフトビール製造
https://www.city.yokohama.lg.jp/mayor/kishakaiken/kaikenyoshi/2025/20260327.files/20260327_kaiken_circulareconomy.pdf

【テーマ②】

- ・横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局ウェブページ「脱炭素イノベーション」
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/datsutanso_innovation.html
- ・横浜市と東京ガスがメタネーションの実証試験に向けた連携協定を締結
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/green/2021/0118methanation.html>
- ・ごみ焼却工場の排ガスからのCO2回収とメタネーションへの利用実証の開始 ～横浜市・東京ガス・三菱重工グループによる地域連携でのCCU共同実証～
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/green/2023/20230728press.html>
- ・自治体初のCO2の地産地消型コンクリート製造の実現に向け横浜市と鹿島建設が連携協定を締結しました～ごみ焼却工場からのCO2を吸収したコンクリートの製造及び活用～
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/green/2025/0114CO2concrete.html>
- ・経済産業省ウェブページ「カーボンリサイクルロードマップ資料」
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_recycle_rm/20230623_report.html

8 業務スケジュール（予定）

時期	内容
令和8年9月中旬～	展示手法・デザインの協議
10月～11月	展示物制作・完成・最終確認
12月	展示物の設置

9 成果物

- ・展示物企画書（展示手法・デザイン案など）及び設計図書
- ・制作物一式（造作・システム・コンテンツデータ等）
- ・展示物に係る取扱説明書
- ・業務工程表

10 著作権に関する事項

- (1) 本委託契約の成果物・制作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は横浜市に帰属するものとする。また、受託者は、横浜市に対して著作者人格権を行使しないものとする。ただし、展示物の性質を踏まえ、委託者と詳細は協議の上、決定する。
- (2) 受託者は、第三者が著作権を保有する映像・写真・図画等を使用する場合には、著作権者の承諾を得たことを委託者に報告するものとする。その際、委託者は委託料とは別に使用料等を支払わない。

11 その他

- (1) 業務の実施に関してはプロポーザルの内容を基に、委託者と協議の上、行うこととする。
- (2) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- (3) 受託者は、委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者はこの委託業務を、本委託仕様書のほか、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項等の関係法令等に基づき実施すること。
- (5) 本委託業務による成果物に関する著作権等一切の権利は委託者に属し、受託者は委託者の承諾を得ずに、その内容の全部又は一部を使用・公表してはならない。
- (6) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。